

# ご存知ですか？



## 平成21年10月より住民税の年金からの引き落としが始まります。(特別徴収制度)

### ■平成21年10月から特別徴収(天引き)対象者となる方

次の(1)から(4)までの条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 平成21年4月1日時点で65歳以上の方  
(昭和19年4月2日以前生まれの方)
- (2) 平成20年中に年金を受給されており、平成21年度公的年金等に係る市民税・県民税が課税される方
- (3) 平成21年1月1日以後、引き続き豊橋市内に住所を有する方
- (4) 年金から介護保険の特別徴収(天引き)されている方



### ■特別徴収(天引き)となる税額

公的年金等に係る市民税・県民税が対象となります。

※給与所得など公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税は、年金から特別徴収(天引き)されず、別に納めていただく必要があります。

### ■対象となる年金

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢・退職等を理由に支給される年金です。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。



### ■どのようになるのか

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月及び8月に普通徴収(納税通知書により銀行などで納める方法)により納めていただくことになります。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税については、従来どおりの方法により納めることになるのでご注意ください。

